

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第15回）

議事録

1. 日時

令和6年8月9日（金）13:00～14:30

2. 開催方法

中央合同庁舎2号館（総務省）8階 第1特別会議室/WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

委員：

山内弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授）、相田仁（東京大学 特命教授）、大谷和子（株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長）、岡田羊祐（成城大学 社会イノベーション学部 教授）、関口博正（神奈川大学 経営学部 教授）、長田三紀（情報通信消費者ネットワーク）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、矢入郁子（上智大学 理工学部情報理工学科 教授）、渡井理佳子（慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授）

総務省：

竹内総務事務次官、湯本総合通信基盤局長、大村電気通信事業部長、吉田総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、恩賀データ通信課長、大江データ通信課インターネットドメイン利用推進官、宮本データ通信課課長補佐、嶋田国際展開課長、小村国際戦略課統括補佐、大野革新的情報通信技術開発推進室長、田中技術政策課統括補佐、石谷事業政策課調査官、小杉事業政策課課長補佐

4. 配布資料

資料15－1 我が国の情報通信産業の国際競争力強化に関する検討課題

資料15－2 国際競争力の強化に向けた海外展開支援について

資料15－3 国際競争力の強化に向けた研究開発等の推進について

資料15－4 外国法人等に対する法執行の実効性の確保に関する検討課題

資料15－5 外国法人等に対する法執行の実効性の確保施行状況について

5. 議事概要

1 開会

2 議題

- (1) 我が国の情報通信産業の国際競争力強化
- (2) 外国法人等に対する法執行の実効性の確保
- (3) その他

3 閉会

開 会

○山内主査 皆様、本日もお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
ます。

定刻でございますので、これより通信政策特別委員会第15回会合を開催いたします。
なお、本日もWEB会議を併用しての開催とさせていただきます。WEB形式では、岡田委員、
関口委員、長田委員、林委員、矢入委員の5名が参加をしております。

それでは、早速ですが、議事に入ります。前回の会合で、ユニバーサルサービス、公
正競争、経済安全保障の各3つのワーキンググループで取りまとめられた論点整理につ
いて御議論いただいたところです。

本日は、これらの論点整理を踏まえつつ、これらのワーキンググループでは直接扱っ
ていない2つの論点、1つは我が国の情報通信産業の国際競争力強化、2つ目は外国法
人等に対する法執行の実効性の確保、これらについて議論を進めたいと思います。

なお、本日は議題3として、NTT法における担保措置等の在り方についての議論を
予定しておりましたが、事務局と相談させていただいた結果、ワーキンググループの結
論が得られた後に、その結論を踏まえた方が、より適切に議論できるのではないかと考
えられることから、次回以降の会合の議題とすることとさせていただきました。

(1) 我が国の情報通信産業の国際競争力強化

○山内主査 それでは、議題1、我が国の情報通信産業の国際競争力強化についての検
討課題について議論したいと思います。事務局から御説明お願いいたします。

○小杉事業政策課課長補佐 それでは、資料15-1について事務局から説明いたします。
我が国の情報通信産業の国際競争力の強化に関する検討課題でございます。

1ページ目でございます。検討課題としては2つ挙げてございます。国際展開と研究
開発の推進でございます。

まず検討課題1、国際展開の推進についてどう考えるかでございます。総務省におい
ては、総務省海外展開行動計画2025を推進する中で、特に、各国で今後も積極的な投資
が見込まれる5G/Open RANや、我が国の国際競争力が高い光海底ケーブル、
データセンターの整備等の分野において積極的な支援を進めることが重要ではないか、

具体的な支援手法として、どのようなものが考えられるか、としてございます。

検討課題2について、研究開発の推進についてどう考えるかでございます。我が国の情報通信産業全体における国際競争力の強化や経済安全保障の確保を図るためには、次世代の情報通信インフラとなることが見込まれるBeyond 5G、6Gをはじめとする先進的技術の開発・社会実装・海外展開が進むよう、産学官がそれぞれの役割を果たす形で取組を強化することが必要ではないか、そのためにはどのような取組が必要と考えられるか、としてございます。

資料15－1については以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。

それでは、次に、国際競争力の強化に向けた海外展開支援について、総務省から御説明をお願いしたいと思います。

○嶋田国際展開課長 国際戦略局国際展開課長の嶋田でございます。本日は貴重な機会を頂戴しましてありがとうございます。私からは、国際競争力の強化に向けた海外展開支援の取組を御説明させていただきます。

2ページを御覧ください。まず、情報通信分野における海外展開についての政府方針について御説明します。日本政府は毎年、経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針を閣議決定しておりますが、その中で、日本企業の海外展開を政府一体で促進するため、2030年を見据えたインフラシステム海外展開戦略の見直し等に取り組むとされております。オファー型協力等のODAや公的金融も活用した日本企業の進出支援、通信等の分野におけるプロジェクトの実証・実装支援等に取り組むと規定されてございます。

また中段ですが、同じく閣議決定で、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版、こちらは以前は成長戦略と呼ばれていたものですが、こちらにおきましても、Open RAN、Beyond 5G等の日本製品のグローバル市場への浸透を図ることが目標として明記されてございます。

さらにそれを受けて、3段目の記載でございますが、2030年を見据えた新戦略骨子が策定されておりまして、5G/Open RAN、光海底ケーブル、データセンター、オール光ネットワークやHAPS等のBeyond 5Gを含むデジタルインフラ等、経済安全保障や次世代市場の獲得の観点から重要なインフラと、それを支える周辺のインフラ受注を、官民のファイナンスを駆使して戦略的に獲得していくことが、政府目標と

して掲げられているところです。

3 ページを御覧ください。3 段目が2030年を見据えた新戦略骨子ですが、官房長官筆頭の内閣官房の会議である、経協インフラ戦略会議では、毎年インフラシステム海外展開戦略を策定しておりますが、今年は2030年を見据えた新戦略を抜本的に新しくしたものをつくるのが、6月に決定されており、その骨子が公表されてございます。

従来のインフラの概念を超えて、新たな領域においても、政策対応を講じつつ、官民が連携して挑戦し、我が国と相手国双方の成長につなげていく、新たな領域においても、我が国企業の存在感を高めていく必要がある等の問題意識から、我々の所管しておりますデジタル分野が主要分野として重要視されているところであります。

4 ページを御覧ください。このような政府全体の取組、方針に基づいて、デジタル分野、情報通信分野を所管しております総務省におきましても、国際戦略局を設置して、国際戦略と技術戦略を一体的に推進して、ICTの研究開発、国際展開等を分野横断・一気通貫で実施する体制を構築しているところでございます。

5 ページを御覧ください。国際戦略局として具体的な海外展開支援の枠組みといたしましては、ここに挙げております3点の支援策、予算支援、官民ファンド、官民協議会の創設を実施しております。

1 つ目、民間予算支援について、民間企業が海外で自社の製品が売れるのかどうか、ニーズの調査や実証実験をする際に予算支援を行っています。また、官民ファンドである株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）による出資、長期リスクマネーの供給を実施してございます。また、異業種間連携を行うための官民連携協議会、207社が参加しているデジタル海外展開プラットフォームの運営等の施策を通じて、日本企業の海外展開を強力にサポートして、グローバルな社会的課題の解決、経済安全保障の確保に貢献していくこととしております。

6 ページを御覧ください。このような中で総務省では、海外展開支援事業として、案件発掘、案件提案、案件形成等、ビジネスの形成において必要な各ステージで、それぞれの段階に必要なビジネス活動の予算を支援する補助を行っています。

例えば、最初の案件を発掘する段階では企業が海外展開するに当たって、その国にどのようなニーズがあるか、どのような価格水準や品質が売れるのか、どのようなスペックがそもそも人気なのかなどは事前にニーズを調べないといけないと思いますが、そのようなニーズ調査を企業が行うときの予算を支援したり、相手国の政府でどのような規

制があるのか、外資規制はあるのか、事業を始めるときにその事業の免許制度があるのかななどの規制調査も行う必要があると思います。そのような規制調査の予算支援をこの案件発掘段階で行っています。

また、ニーズがあり、規制も問題ないとなったときに、次のステージとして、案件提案のステージに移ります。その段階では、実際に、実機、プロトタイプを作って、製品を相手国の人に見せて、売れそうかどうか実証実験を行うときの予算を支援します。最終的に案件を形成する最終段階では、小規模な地域でサービスを具体的に提供するようなモデル事業、パイロットプロジェクトの予算を支援する等の予算支援を実施しています。

さらに、昨年度から地方枠を新たに設け、在地方、非東京の資本金１億円以下の中小企業、スタートアップ専用の海外展開の予算枠も設けておりまして、地方から直接海外に展開したいなどのチャレンジ精神を持った企業を応援する施策も取り組んでおります。昨年度は11件採択されましたが、今年度は倍増しまして、23件事業が採択されています。北は北海道から南は沖縄まで、様々な地方の様々な業種の企業がこの取組にチャレンジしてございます。

７ページを御覧ください。これまで2015年度以降７年間、総務省の実証実験をきっかけにした受注金額は、約600億円に上っています。本事業を活用した基礎調査や、ビジネス展開を意識した実証実験などを心がけることによって、トップセールスを実施し、各国のＩＣＴプロジェクトやシステムを日本企業が受注してございます。

例えばウズベキスタン共和国のウズベクテレコムに対して、データセンターの設置や光ファイバー設備を日本企業が受注するための提案作成・現地調査の費用を総務省が補助し、実際に数百億円程度の受注実績に至った例がございます。

また、ブラジルやコロンビアにおける光ネットワークの展開や、インドにおけるＡＩ診断システムの導入等、これまで多岐にわたる分野で受注事例が得られてきました。

８ページを御覧ください。近年は重点分野として、総務省では同志国やグローバルサウス諸国と緊密に密接に連携して、オール光ネットワーク、５Ｇ／Ｏｐｅｎ　ＲＡＮ、光海底ケーブル、データセンターなどのデジタルインフラに係る日本企業の海外展開支援を実施しております。このように爆発的に増加するＡＩ需要を支える等、デジタルインフラの整備を主導して、関係省庁・関係機関と密接に連携して、我が国のデジタル技術の展開を強力に進めて、グローバルな経済安全保障の確保に貢献してまいりたいとい

うことでございます。

9ページを御覧ください。この具体的な支援例として、最後にOpen RANの国際展開に向けたアプローチについて御説明させていただきます。Open RANの推進に当たっては、実証実験だけ実施するのではなく、政府間対応や産業界との対話、官民対話などのほか、政府と日本事業者だけではなく、外国の官民や様々なステークホルダーと連携を取るために、対応のアプローチを採用しております。

例えばG7サミットやQUAD（日米豪印戦略対話）サミットなどでも、Open RANの推進の合意が首脳レベルで得られるように取り組んでまいりました。また、ASEAN諸国に対してGt o Gで働きかけを行ったりもしております。

カンボジア、フィリピン、マレーシアなどとの首脳会談の成果にもOpen RANに係る協力が採用されており、このような活動に取り組んできた結果、例えばシンガポールでOpen RANの東南アジア初のテストラボが開設されたり、4月の日米比首脳会談では、フィリピンにおけるOpen RANの実証実験の実施を3首脳で合意したほか、ODA大綱の8年ぶりの見直しによって導入されました、外務省のオファー型協力の第1号案件が、カンボジアのデジタル経済社会の発展というテーマですが、こちらの3本柱の一つに、Open RANを活用した通信網の高度化支援が含まれるなどの成果も得られてきています。

10ページを御覧ください。最後のスライドになります。このような首脳間合意のフォローアップとして、新聞記事でも出ておりましたが、フィリピンやカンボジアでOpen RANに関する実証実験を今年度実施することとしております。Open RANの技術を活用した5G基地局を現地で用いて、実際にモバイルネットワークを一部構築して、通信サービスの提供が可能であるか、従来のネットワークに比して性能がどれぐらいいいのかをデモンストレーションして、相手国への売り込みを支援して、実際フィールドトライアルやラボでの実証を行っています。

このような活動を通じて、ターゲット国の5G普及に貢献するとともに、日本企業が海外展開を促進されるということを期待した施策になっています。

このような施策を通じて、国際戦略局としても日本の情報通信産業の国際競争力強化に取り組んでまいりまして、安全かつ強靱なデジタルインフラの構築、グローバルな経済安全保障の確保の推進に今後も貢献してまいりたいと考えてございますので、皆様方におかれましては、これまで以上、これまでと変わらぬ御支援、御指導、何とぞよろし

くお願いいたします。

私からは以上になります。

○山内主査 どうもありがとうございました。

それでは、今、国際競争力の強化に関する検討課題と海外展開支援について御説明いただきましたので、これらについて皆さんで御議論いただきたいと思います。御発言御希望の方は、お知らせください。いかがでしょう。どなたか御発言の御希望いらっしゃいますか。

林委員が挙手をいただきました。どうぞ御発言ください。

○林専門委員 ありがとうございます。名古屋大学の林と申します。嶋田課長、どうも御説明ありがとうございました。

主にコメントですが、3点ございます。

1点目は、国際競争力に向けて、先ほど御紹介いただいた総務省による様々な施策を踏まえ、関係機関間での連携の深化が必要ではないかと私は思っております。例えば総務省等が実施されている実証事業において、民間企業とJ I C Tも含む政府系金融機関との早期マッチングが必要だと思いますし、あるいはN I C Tの研究開発に参画している民間企業とJ I C Tも含む政府系金融機関とのスピーディーなマッチングも必要かと思っております。

2点目は、質問となりますが、国際競争力の強化に向けた海外展開支援において、経済安全保障の観点も取り込むこと、例えば、官民ファンド等において、経済安全保障上の特別枠の設置はできないものでしょうか。特別枠には、個別案件の収支相償義務の撤廃等が含まれますが、このようなことが可能かどうか。経済安全保障は、この通信政策特別委員会の重要な議題の一つですので、国際競争力を踏まえた海外展開支援との有機的連携をどのように図っていくかについて、御教示いただければと思います。

3点目は、かねてより感じているものですが、ばらばらに動きがちな国際競争力、海外展開の連携を高めたり、在外公館の協力も得られやすくなるように、デジタル版の海外展開支援法のような基本法の策定も必要ではないかと思えます。一般法として、その司令塔的な役割を果たす法律、例えば、デジタル版の海外展開支援法（仮称）のような法律が、私は必要だと思っております。

以上3点につきまして、もし回答があれば御教示いただければと思います。

以上でございます。

○山内主査　　ありがとうございました。いかがでしょうか、事務局、あるいは総務省から、今の点について何か御回答はありますか。御質問もございましたので、それも含めてお願いしたいと思いますが。これは国際展開課からお答えいただくのがいいでしょうか。

○嶋田国際展開課長　　林委員、コメントと質問、ありがとうございます。

まず1点目のコメントですが、各省庁だけではなく、各機関の連携が必要ではないかとの点について、まさしくおっしゃるとおりで、我々もこれまでずっと御指導も受けておりまして、徐々にではありますが、私が着任してからの1年4か月の間でも、相当各機関との連携は進んでおります。

例えば、各省連携では、先ほどの経協インフラ室が内閣官房にあります。これまで経協インフラ室からの照会を受けて、それに答えるような上下の関係でしたが、最近はグローバルな環境の変化も踏まえて、内閣官房にリードしてもらい、外務省や経産省含めて、各省庁が集まって、このような案件をどうするかなどを、本当に頻度高く議論する体制ができており、実態的にもかなり連携が取れています。

この結果が、先ほど申し上げました、例えば日米首脳会談や日米比首脳会談、あるいはQUADの首脳声明に、これまでほとんど取り上げられることがなかった総務省所管のデジタル分野における海外展開が成果として頻繁に取り上げられようになった経緯なのかと思っています。

また、各機関との連携につきましても、J I C Tは総務省の傘下なので、密接に連携しておりますが、例えば国際協力銀行（J B I C）や国際協力機構（J I C A）、日本貿易復興機構（J E T R O）についても、先ほど申し上げました官民連携協議会のデジタル海外展開プラットフォームにオブザーバとして参加していただいております。それだけではなく実態的にも、J B I C、J I C Aにつきましては、ODA案件の形成やJ B I Cの国際融資の案件、海底ケーブルの融資案件がいくつも形成され、先ほどのウズベクテレコムを受注案件も、実はJ B I Cのバイヤーズ・クレジットで融資がされている案件であり、個別案件の積み重ねで、実態的な連携もかなり取れております。

日常的に担当者間で携帯電話でのやり取りができるような連携ができておりますので、皆様方の問題意識を踏まえて、我々もこれからもより密接に取り組んで、このような課題を解決できるように取り組んでいきたいと思っています。

2点目は、経済安全保障の観点から、単元ファンド、特別枠等を作ったほうがいいの

ではないかとの御指摘でしたが、こちらはかなり重要な御指摘でして、一担当課長である私からは何も申し上げる権限はないですが、極めて重要な御指摘だと認識させていただきます。

例えば、J B I Cは、経済安全保障に特化したかどうかは別として、国策にかなった融資については別勘定をつくる改正を数年前に行っていると仄聞しております。私がお答えするような立場にはないですが、非常に重要な御指摘であり、御指摘の合理性は私もそのとおりだと思いましたので、ぜひこれからも強く御指導いただければと思います。

3点目、各省庁を集めて、デジタル海外展開基本法をつくるべきではないかとの御指摘も、極めて重要な御指摘であると認識しております。先ほど以上に非常に重要な話ですが、実現に当たっては、より大きなリソースの投入が必要となるものですので、政府全体の意思決定の下、取り組んでいくものかと思います。

また、在外公館の協力につきましては、そのような問題意識から、先日、経済広域担当官が新しく置かれました。これまで在外公館はばらばらで各国の案件を担当していたところ、ブロックごとに広域で海外展開を担当する担当官を置くことが、上川外務大臣から発表されまして、そのようなイニシアチブも取っていますので、活用しつつ、我々としてもデジタル分野の主管官庁として、政府全体一体となって取り組んでまいりたいと思います。引き続き御指導よろしくお願いいたします。

○林専門委員 どうもありがとうございました。嶋田課長の手腕に大いに期待しております。ありがとうございました。

○山内主査 ありがとうございました。よろしいですか。

ほかに、どうぞ、大谷委員。

○大谷専門委員 ありがとうございます。海外展開支援が順調に今も進んでいることが分かりまして、これまで十分にフォローしていなかった状況も含めて、理解を進めることができました。

そこで、今後このまま順調に進めていけば十分なのかとの観点から、今現在の運営上の課題や、それを解決するために何かの政策が必要なのかについて、担当部局としての問題意識があればお聞かせいただきたいのが1点目の質問です。

それからもう1点ですが、J I C Tで支援対象を慎重に選択されていると思いますが、過去の支援事業の撤退例などもございまして、そのような点について、何か見直すべき運営方法などがあるのかとの観点でも御説明をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

いいいたします。

○山内主査　それではこれも国際展開課から、お願いいたします。

○嶋田国際展開課長　ありがとうございます。

1点目の運用上の課題ですが、先ほど林委員からも御指摘がありました、政府全体、各関連機関一体となって、これまで以上に強力に連携を取るべきであることが、まず1つ目の課題かと思っております。かなり連携は取れてはおりますが、担当レベルの末端まで、完全に一体となってやっているかという、そこまではまだ至っておりませんので、あと1年、2年かけて、各省庁で連携して海外展開を行うのは普通であるような状況に持っていくのが、1つの課題かと思っています。

2点目として、やはりリソースをこれから増やしていかなければならないと個人的には考えています。ただ、こちらについては、政府全体での理解はかなり得られていますので、財務当局含めて、これまでもかなり御配慮いただいていますので、こちらは政策当局であります我々からしっかり政府部内で説明して、リソースをより確保していき、より大規模な海外展開支援策ができるように努力していくことが重要かと考えております。

2点目のJ I C Tについての質問ですが、最近、官民ファンドはかなり批判を受けてございますが、J I C Tも確かに撤退例はありましたが、J I C Tはかなり健全性の高いファンドでございます。当然、ファンドなのでまだ累損はありますが、創設からまだ長期間経っていないものの、配当収入によって単年度黒字が発生しており、ほかのファンドと比べて、かなりファンドとしての健全性を確保されていますので、このような点はJ I C Tを評価してあげるべきと思っております。

これまでもJ I C Tは外部機構も使ってかなり監督されてきましたし、デジタル分野の特性もあろうかと思いますが、そのような中でも黒字も増やしてきた状況に甘んじることなく、これまで以上にファンドの健全性を確保するとともに、先ほど林委員もおっしゃっていましたように、国策かつ官民ファンドですので、民間の純粋ファンドとは違った性質をどのように果たしていくかが課題になっているところでございます。なので、これから戦略全体含めて、ファンドの在り方含めて検討していきたいと思っております。

○山内主査　よろしいでしょうか。

それでは、岡田委員、どうぞ。

○岡田委員　ありがとうございます。成城大学の岡田です。御説明ありがとうございます。

した。いろいろ拝聴しまして、大きな枠組み、また問題意識等、よくお考えは分かりました。

4 ページの国際戦略局のビジョンについて、これはよくまとまっていると思いましたが、中段にグローバルな課題、政府全体の取組、国際戦略局の取組と、3 段構えに書かれておりますが、グローバルな課題については、非常に流動的かつダイナミックにいろんな課題がどんどん出てきているとの問題意識を持っており、政府の中で横断的な連携が強く求められているのではないかと考えています。また、A I 規制などが典型ですが、グローバルな連携も必要になっていきますので、大きな課題を踏まえた国際戦略や技術戦略を、ブレークダウンして考えていく必要があると見ています。

この後の技術政策課のプレゼンでも説明があるのかもしれませんが、下段に、国際戦略と技術戦略が連携する絵が書かれております。大きなグローバルな課題と密接に関わる形で、このようなものが位置付けられていく必要があると思いますが、課題自体がどんどん変わっていることもある。例えば A I にしても国際標準化の問題にしても、個別の具体的なフェーズはまだまだ流動的との印象を持っております。

このようなビジョン、大きなピクチャーはよく分かりますが、取組としては、省庁内での横断的な連携が必要だと思うし、さらに政府内のいろいろな連携が強く求められているとの印象を持っております。

その点で現在の日本の枠組みを見ていると、どうしても省庁間で縦割りというか、ばらばらで取組が行われがちな印象もあるので、事業者目線で見ると、そこをどのように乗り越えていくのか、もう少し的確なコーディネートができないかとの期待をどうしても持ってしまう。そのような観点から、今課題と思われている、あるいはもっと連携が取れるといいのではないかななどの問題意識をお持ちの点があれば、ぜひ教えていただければと思います。

私からの質問は以上です。

○山内主査 ありがとうございます。それでは、お答えをお願いいたします。

○嶋田国際展開課長 国際展開課長です。先ほどの岡田委員からの御指摘、まさしくごもっともで、グローバルな課題はかなり流動性が高く、迅速にいろいろ課題が勃発しており、また、重要性がこれまで以上にかなり増してきていまして、1 つの産業分野だけの問題ではなくて、社会の在り方や産業全体に関連するような課題がかなり速いスピードで出てきますので、A I はその典型例と思いますが、そのような認識は政府部内でも

かなり重要性が認知されてございます。省庁間連携がまだ外向けには縦割りでやっているように見えてしまうのは我々の力不足ですが、本当にこの１年ぐらいいも実質的な省庁関連はかなり取れてございまして、特に内閣官房、あとNSSがヘッドになって国家戦略的な方針を各省集めて作ろうとの態度、そのような姿勢は見えているところです。我々としてもデジタル分野を所管している一省庁として、その重要なメンバーとして参画する体制が、様々なグローバルなアジェンダに対して構築できています。

私が見る限りでも、デジタルインフラやAI等は、官邸をヘッドに各省庁集まって、これまでのように、これは総務省、これは経産省、これはデジタル庁と縦割りで話すことがそもそもおかしいのではないかと、その場に参加しているメンバーは共通認識として持っています。その上で、どのようにやっていけるか前向きな議論をして、なおかつ各省庁に戻って、具体的なリソースをどう使うかと実施に移る体制は、かなりできてきているかと思います。

具体的に、既に実施している案件としては、例えばインドでOpen RANの展開をする、Open RANの日本の事業者の設備を売るときに、どのように売っていくかについて省庁連携し議論して、最初の小規模な実証実験は総務省で行い、次に、大規模な商用展開は経産省の予算で行ってはどうか等、これまでではあまり考えられなかったような、省庁の枠組みを超えた案件、プロジェクトベースの連携も実際にできています。またAIについても、先ほどグローバルな連携も必要とのことでしたが、どこかの国で連携しなければならないとなったときに、その国は総務省のコネクションが強いので、総務省が窓口やヘッドとなり、外務省や経産省等を集めて、個別のプロジェクトについてどう連携していくかを話したりします。そのような積み上げを通じて、システム的になどどのような連携が妥当、適切なのかを、政府全体で考えていく場として、先ほど申し上げました経協インフラ戦略会議や2030年を見据えた新戦略を策定していく中で反映していく形が妥当かと、個人的には考えております。

○岡田委員 ありがとうございます。前向きな取組がされていることが分かって、大変心強く思いましたが、国内法令に照らして考えて、いろいろ課題がまだまだあるのではないかと、このような手直しが必要ではないかと感じております。具体的には、例えば非常に大きな海外のプラットフォーム事業者と、どのように付き合っていくのか考えるときのルールのある在り方は、まだまだ課題が多いと感じております。

それに関連して、例えば国内事業者の保護、あるいは国内の消費者の保護等をどのよ

うな形で実現していくかといった法令の在り方も、まだ課題が多い印象を持っております。そのようなことも省庁横断的な連携の中で深めていく必要があるとの印象を持っております。コメントになります。ありがとうございました。

○山内主査 どうもありがとうございました。時間の関係もありますので、技術的な面、国際競争力の強化に向けた研究開発等の推進について、資料15－3がございますので、御説明いただいて、また議論とさせていただこうかと思えます。それでは、技術政策課からよろしくお願いいたします。

○大野革新的情報通信技術開発推進室長 国際戦略局技術政策課の大野でございます。私からは、資料15－2の中にもございました技術戦略の部分につきまして御説明させていただければと思えます。

1 ページを御覧ください。まず構成員の皆様は御存じの部分が多いと思いますが、ICT分野の研究開発を取り巻く現状を少し俯瞰させていただきます。近年はデジタルサービスの海外への支払いが膨らんで、デジタル赤字が拡大傾向との状況があるとともに、国内外でICT機器市場における日本企業のシェアが低迷している状況は、御存じのとおりかと思えます。

また、研究開発費につきましては、対売上高の比でも投資率が諸外国の企業と比べると低迷している、また開発効率も低迷している状況がございます。

少し違う話になりますが、ICT分野の電力需要が今後急激に伸びていくことも予想されていることへの対応の観点でも、技術開発が必要な状況がございます。

2 ページを御覧ください。こうした中、総務省における技術政策の柱といたしましては、国際競争力の強化・経済安全保障の確保、そして国民の皆様の安全と安心をしっかりと確保していくこと、さらには強靱な社会の実現に向けて、政府全体の重要課題における出口、いわゆる社会実装と海外展開につなげるための研究開発を重点的に取り組んでおります。

その中では、Beyond 5G、AI、宇宙通信、量子通信を大きな柱として推進しているとともに、NICTによる基礎的・基盤的な取組の推進をしっかりと両輪として回していく、さらにはICTスタートアップ支援等による新しいビジネスモデルをつくっていくことと、国際標準化にも戦略的に取り組んでいる等の施策を組み合わせ取り組んでいくところでございます。

こうした中で、本日は、特に注力しているBeyond 5GとAIの動向につきまして

て御説明をさせていただければと思います。

3 ページを御覧ください。B e y o n d 5 Gにつきましての経緯を俯瞰したものでございますが、2020年6月にB e y o n d 5 Gの推進戦略を定めまして、様々な研究開発等の取組を進めてきております。本年6月には情報通信審議会において、国内外の動向やこれまでの取組状況を踏まえました、新たな情報通信技術戦略の在り方を答申いただきまして、より一層の取組を推進していく段階でございます。

4 ページを御覧ください。そのフラッグシップの取組と言えるものが、B e y o n d 5 G基金と呼ばれるものでございます。この基金は、2030年代の導入が見込まれる次世代情報通信基盤であるB e y o n d 5 Gにつきまして、我が国発の技術をしっかり確立して、社会実装、さらには海外展開を目指すものとして、N I C Tに造成されているものでございます。これまでに1,161.4億円まで、総務省予算としては非常に大きな額を積み立てておりますが、この基金を活用して、民間企業や大学による研究開発・国際標準化を支援しております。

基金の事業にはいくつかスキームがございますが、資料の右側の①社会実装・海外展開志向型戦略的プログラムが、最も重要な柱として取り組んでいるものでございます。社会実装段階に近い技術の研究開発に対して、社会実装、さらには海外展開を見据えた各社の戦略的な研究開発、事業性も念頭に支援をしているものでございます。

5 ページを御覧ください。このプログラムでは、先ほど申し上げたとおり、社会実装や海外展開を重視しているところでございまして、研究開発の技術的な優位性のみならず、各社の事業面での戦略、位置付け、さらにはビジネスモデル等、経営的な視点にたった外部有識者に評価していただいた上で、研究開発事業として採択をしているものでございます。

その評価に当たっては、いわゆる5W1Hをしっかり明確化して、研究開発の計画にとどまらず、出口の部分もしっかり触れている、コミットしているものについて採択しているものでございます。

また、採択時にとどまらず、採択後も、社会的な環境変化が激しい世の中において、当初計画どおりにいかないことはもちろんありますので、しっかりと軌道修正がなされているか、また、そうした判断をしっかりとできる体制が整っているかを、毎年度モニタリングして、進捗管理と助言を行うことも仕組みの中に盛り込まれているところでございまして、これまでの研究開発とは大きく異なる様相を呈した形の仕組みとしてござい

ます。

6 ページを御覧ください。こうした基金での研究開発を積極的に進める一方で、Beyond 5G の実現の柱となるオール光ネットワークや、NTN 分野、無線アクセスネットワーク分野では、民間を中心とした取組も並行して積極的に進められているところでございます。

また国際的にもビジョンづくり等の活動が大きく動いている段階にございまして、現在はこれまでのようなビジョンづくりや要素技術開発等の初期のフェーズから、より社会実装・海外展開を意識するフェーズへと移行してきていると言えるものでございます。

7 ページを御覧ください。こうした国内外の動向を踏まえまして、Beyond 5G の実現、社会実装、さらには我が国発の技術を海外にしっかり展開していくための新たな戦略の在り方として、本年6月に情報通信審議会から答申をいただいたものでございます。

中段にもございますが、国際的な動向の変化、業界の構造変化、さらにはAIの爆発的な普及等、当初のBeyond 5G戦略が策定された2020年以降の環境変化をゲームチェンジの好機として捉えて、各企業が覚悟を持って取り組む戦略商品を軸に、研究開発、国際標準化、社会実装・海外展開を、それぞれ縦割りではなくて、各種取組を有機的に連携させて、総合的な取組として一層推進していくべきと、提言をいただいたところでございます。その提言を踏まえまして、総務省といたしましても、今後のBeyond 5Gの実現、展開戦略のロードマップについて検討を進めているところでございます。

8 ページを御覧ください。また、もう一つの研究開発の柱としてのAIの動向でございます。昨年5月には、内閣府が主導する形で政府のAI戦略会議において、AIに関する暫定的な論点整理として、政府としての方向性が示されています。

研究開発の観点からは、右下の「AI開発力」のとおり、計算資源に加えまして、透明性と信頼性のあるデータが信頼できるAIの基礎でございますので、総務省としてはNICTを中心に、日本語を中心としたデータの整備、拡充に取り組んでいるところでございます。

9 ページを御覧ください。NICTにおける日本語データ、大規模言語モデルの学習用言語データの整備・拡充に関する資料でございます。NICTが高品質な日本語データの整備・拡充を担っているところでございまして、これを民間企業やアカデミアに積

極的に提供することで、様々な活用を進めています。また、最近の大きなテーマといたしまして、一番右側の偽・誤情報へ対応するための技術開発、そして実証にも取り組んでいる状況でございます。

汎用的かつ基盤的なＡＩにおける高品質な日本語データの活用に加えまして、今後は様々な分野で特化型のＡＩが多数出現して社会に実現されていくことを想定しているところでございます。

10ページを御覧ください。これまでＢeyond 5GとＡＩの取組を別々な形で御説明しましたが、総務省といたしましては、これらは密接に関係していくと考えております。先ほど申し上げたとおり、今後は分野特化型のＡＩが多数出現し、社会実装されていくと想定しています。こうしたＡＩを実現するには、各分野に特化した機密性の高いデータも含めて、セキュリティーを確保した形でＡＩを開発していく必要があるところでございます。

それを実現するためには、現状では計算資源を自己保有することが必要になってまいります。各社、各分野で自己保有するのは非常に不経済でございます。一方で、データセンター上の計算資源をクラウド的に使うには、機密性の高いデータをデータセンター上に保管することへの不安等、セキュリティー面での課題があるところでございます。

Ｂeyond 5Gにおいては、その基幹技術としてオール光ネットワークがございします。オール光ネットワークを活用することで、遠隔にある計算資源を柔軟に、直接的に利用することができるようになります。これにより分野ごとに機動的にＡＩ開発が可能になって、我が国の産業競争力の強化につながると捉えているところでございます。

さらにオール光ネットワーク自身を活用することで、ネットワーク自身の省電力化はもちろん進んでまいります。オール光ネットワークの特徴である低遅延性を最大限活用することで、データセンターとの距離の制約が今まで以上に緩和されることとなりますので、現在首都圏、近畿圏に集中しているデータセンターの分散立地、さらには電力やデータそのものの地産地消が今後可能になっていくことで、我が国のＩＣＴ分野の脱炭素にも寄与していくことが期待されているところでございます。

総務省としては、10ページのタイトルにございしますとおり、Ｂeyond 5Gを2030年代のＡＩ社会を支える次世代情報通信基盤として捉えて、一体的に取組を進めているところでございます。

11ページを御覧ください。これまで説明した民間を中心としたＢeyond 5GやＡ

Iの技術開発にとどまらず、2030年以降、2040年代を見渡すと、やはり中長期的な視点に立った基礎的・基盤的な研究開発が必要不可欠でございます。NICTはICT分野を専門とする唯一の公的研究機関でございますので、基礎的・基盤的な研究開発にしっかり取り組むとともに、そこで生み出された成果を社会にどう実装していくか、民間企業とどうコラボしていくか等のオープンイノベーションにも積極的に取り組んできているところでございます。

今年度は第5期中長期計画の4年目でございます。令和8年度からの次期中長期計画に向けた検討が必要な時期になってきております。こうした中でこれまで御説明してきた社会実装・海外展開と、基礎的・基盤的な研究開発をどう捉え、両輪としてどう進めていくかを議論していくことを想定しているところでございます。

総務省といたしましては、民間を中心とした社会実装を意識した研究開発と、NICTを中心とした基礎的・基盤的な研究開発を両輪といたしまして、ICT分野の国際競争力の強化、経済安全保障の確保に向けた研究開発、社会実装、さらには海外展開にしっかり取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解を賜れば幸いです。

私からは以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただいた内容について、議論したいと思います。どなたか御発言御希望いらっしゃいますか。

どうぞ、相田委員。

○相田主査代理 技術戦略を取りまとめた技術戦略委員会の座長を務めておりましたので、少しだけ補足させていただきます。

資料15-3の4ページ目、今度の新しいBeyond 5G基金事業のスキームで、助成・委託の別について、委託の部分もまだいくつか残ってはおりますが、一番のメインの部分は助成であることでもって、国からのお金が主で、企業が出すお金が従ではなく、逆に企業が出すお金が主であることで、本気でしっかりとやってもらい、研究のための研究にならないようなものに対して国がお金を出すことを、先ほど追加で御紹介があったかと思いますが、セレクションコミッティーが事業化までの道筋のようなものもしっかりと見据えた上で評価し、あるいは実際にプロジェクトが始まってからもアドバイスすることが一つの特徴です。

もう一つは、国際標準化活動支援について、先ほどのプログラムでもございましたが、

研究開発したものをほかの国でも受注してもらおうと思うと、仲間づくりが非常に重要で、その大きな場が国際標準化です。いろいろな意味での仲間づくりを早い時点から進めることが重要ですが、日本の国際標準化人材はどんどん高齢化が進んでいると言われておりまして、若い方に積極的に国際標準化活動に加わっていただくことで、そのような人材に対して、こちらのお金から支援も行いますし、別途情報通信技術委員会（ＴＴＣ）等の団体で若手の国際標準化人材に対して賞を与えることも行っていますので、まずは人材の開発を通じて、先ほども申しました国際的な仲間づくりを進めるようなことをかなり念頭に置いていることを、補足させていただきます。

以上でございます。

○山内主査 ありがとうございました。これは補足説明とのことでよろしいですか。高齢化と言わず頑張っていたきたいです。ありがとうございます。

ほかに何かございますか。林委員、どうぞ。

○林専門委員 林でございます。御説明どうもありがとうございました。おかげさまで大変勉強になりました。

先ほど御説明のあった国際競争力の強化に向けた研究開発等の推進について、総務省による各種取組が大小様々あり、その全体像をどのように統一的に、あるいは体系的に理解すればよいのかについて、素人ながらお聞きしたいのですが、先ほどの御説明を私なりに解釈すると、大きく分けると４つの施策に分けられるかと思いました。

１つ目は、Ｂｅｙｏｎｄ５Ｇの展開支援のような実証事業等の予算補助、２つ目は、資料１５－１でも御紹介のあった海外展開企業との協業や出資等について、例えば光海底ケーブルやデータセンター、インフラシェアリング等の分野において、ＪＩＣＴ等とも連携しながら進めていくこと、３つ目は、将来を見据えた経済安全保障等の観点からの重要技術の研究開発支援、例えば、ＮＩＣＴの基礎研究を踏まえたＢｅｙｏｎｄ５Ｇや量子通信技術の支援、４つ目は、デジタル分野における国際的な課題への対応、あるいは枠組みづくりへの日本からの貢献、例えば、ＡＩ分野における広島ＡＩプロセスの具体化、あるいはＧＰＡＩ活動等があると思います。

大きくはこの４つの整理だと私は理解しましたが、全体の施策の鳥瞰図を踏まえるに当たって、そのような整理で理解してよいのか、あるいはそこから漏れている視点や観点があれば、御教示いただければと思います。

以上です。

○山内主査　　ありがとうございます。いかがでしょうか。

○大野革新的情報通信技術開発推進室長　　私からまずお答えさせていただいて、要すれば嶋田課長からも補足いただければと思いますが、まさに林委員がおっしゃったとおりの4つの項目で大きく鳥瞰できるかと思っております。

その中で、私どもの取組は、基礎的なもの、さらには社会実装に近いものも研究開発をしながら、研究開発予算の中で、先ほど相田委員からもございました標準化への支援や、また、海外に打って出るときの様々な交渉の部分も、一体的に見ているところでございます。

それに加えまして、先ほど嶋田課長からありましたような国際展開支援の形で、実証やJ I C Tによる出資等があると理解しておりまして、まさに林委員がおっしゃったような大きく分けて4つで、基本的には網羅されているかと思えます。ただ、細かく見ると少し足りないところもあろうかと思えますが、今後の課題と思っております。

○山内主査　　よろしいですか。ありがとうございます。

○林専門委員　　ありがとうございます。

○山内主査　　ほかにいかがですか。嶋田課長、お願いいたします。

○嶋田国際展開課長　　補足ですが、先ほど林委員の御指摘で、技術戦略と国際政策の関係で、時間軸は多少異なる部分があり、基本的にB e y o n d 5 G基金で開発されたものを国内で実装して、さらに海外に打って出るときに、我々の国際展開のところの支援にてバトンタッチする形になっています。

昔と異なり、技術政策課のB e y o n d 5 G基金で、社会実装、国際展開・海外展開支援型の事業を採択するときのヒアリングに私も参加して、最初から研究開発のプロジェクトの採択に国際部門も関わるようなシステムができていますので、そのような意味でも、国際戦略局や政府部内全体が一体感を持った形で進められるように、これからも進めてまいりたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

○林専門委員　　追加的にどうもありがとうございました。大変よく分かりました。

○山内主査　　ありがとうございます。

ほかよろしいですか。どうぞ、大谷委員。

○大谷専門委員　　ありがとうございます。私も、興味深く聞かせていただきました。

今回配付いただいている資料15－3の中で特に期待しておりますのが、10ページで御紹介いただいた、A I 社会を支える次世代情報通信基盤のところで、資料の右側にある、

計算資源を直接利用できるオール光ネットワークについて、データセンターに貴重な情報を送信する必要がないこと、あるいはそれぞれに計算資源を自己保有する必要がない、不経済の解消にもつながることで、現在抱えている研究開発環境の課題に直接回答するものであり、なおかつGXにも多く寄与する技術だと思っておりますが、将来イメージが大体どのぐらいに実現されるのか、また将来イメージの実現につなげるために、どのような主体が、どのような支援を受けながら準備を進めていくプロセスが検討されているのかについて、補足的な御説明をいただけるとありがたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○大野革新的情報通信技術開発推進室長 技術政策課の大野でございます。御理解いただきましてどうもありがとうございます。

この絵姿が本格的に実現していくのは2030年以降かと思っています。今まさに取り組んでいるのは、こうした世界をつくるための基幹技術としてのオール光ネットワークを確立していくものです。その中で非常に大事なのが、ネットワークとしてつながっていかねばならないので、ピアツーピアではなくて、例えば、通信事業者A事業者とB事業者を乗り越えていき、その先にあるデータセンターに繋がることが重要になってまいりますので、今年度からオール光ネットワーク同士をつないで、エンドツーエンドで繋げていくための技術の開発を、2028年頃にかけて取り組んでいく予定になってございます。

それと並行いたしまして、物も比較的大きかったり、電力もまだまだ下げられる、さらには広く広がっていくためには低廉化も必要でございますので、それらの技術開発に取り組みながら、こうしたネットワークを使って価値創造ができるニーズを持っている人たちを早い段階から仲間づくりをして、実際に使ってもらい、ユースケースをつくり出していく等の取組も並行して、実証環境の基盤をつくりながら取り組んでいくことを予定しているところでございます。

○大谷専門委員 ありがとうございます。

○山内主査 よろしいですか。ありがとうございました。

嶋田課長、どうぞ。

○嶋田国際展開課長 補足ですが、先ほど大野室長からお話がありましたが、研究開発は2030年頃の実現するタイムラインとして想定しておりますが、2030年頃まで何もしないのではなく、昔はそのようなことが多かったのですが、それでは国際競争を勝てない

ため、2030年を当面の最終的な開発目標として見据えつつ、今フットプリントとの言い方をしていますが、2030年にオール光ネットワークのシステムができあがったときの足がかりとできるような拠点や、サービス・セールスのコネクションをつくるべく、今年度からオール光ネットワーク関連の売れるものは海外に展開していくことは実際に行っていて、例えば現在公募していますが、光伝送装置について、実証実験を海外でできる事業者はないかを募集しておりまして、ほかにもネットワークOSや、海外展開できるものについては、意欲的な事業者がいればどんどん展開していくことも進めて、後からユースケース等もどんどん拡大していったらいい、ネットワーク全体の展開を進めていきたいと考えてございます。

○山内主査 ありがとうございました。

そのほかよろしゅうございますか。矢入委員、どうぞ御発言ください。

○矢入専門委員 今回の資料のおまとめ、非常にいいと思っています。といいますのは、これまでは情報系と通信系とを別々に議論されることが多かったように思うのですが、クラウドをキーワードに双方を一緒に議論なさっている。光ケーブルからAIまで、クラウド技術の全てが通信技術の上に載っている不可分なものとして国際展開をしようと。これまで国際的にクラウドの利用率の高さが国力に直結すると言われる中で、日本のクラウドの利用率が非常に低い状態が続きました。今回の資料は利用率を上げることから議論をさらに進められて、クラウドの技術力、それから国際展開力が国家の力であるといった力強さを感じる、いい提案書になっていると思います。

その中で冒頭から気になってしまいますのが、1ページの左下の部分です。GAFAMと比較することは20年ぐらい前からずっと、日本からGAFAMを出すことが日本の課題と言われ続けていましたので、おそらく今回クラウドの覇者としてのGAFAMとの比較をしていらっしゃると思います。しかしながら日本の大手通信事業者とGAFAMとの全く異なる業種で比較されているのはちょっと違うかなと思います。こういう比較を見ると、GAFAMを日本から出そうという文言をあちこちで見ても、結局はうまくいかなかったなあ、という記憶がよみがえってきて、何か冒頭からもやややしてしまいます。ここだけでも修正すると本当にすごくいいことを言っていると思うので、新しい資料であることが出せるのではないかと思います。コメントです。よろしくお願いいたします。

○山内主査 よろしいですか。

○大野革新的情報通信技術開発推進室長 的確な御指摘ありがとうございます。私たちとすると、GAFAMを打ち倒すことを意識しているよりは、彼らもうまく使いながら、という意識です。彼らはどちらかというと、ハイパースケールで、汎用型の大きなものをやっていくのですが、日本の勝ち筋は分野特化型をしっかりとつくっていくもので、その中にオール光ネットワークがあり、GAFAM等のハイパースケーラーともつながっていくことで、うまく日本の勝ち筋がつくれていくのではないかと意識しております、見せ方を検討したいと思います。どうもありがとうございます。

○矢入専門委員 恐れ入ります。EUも、GAFAMにやられてしまったり、アメリカにインターネットでは全部勝ち筋を取られてしまった等と20年ぐらい前から言ってらっしゃったと思うので、EUの資料等でいい表現の仕方をされているようなものがあれば、参考になさるといいかと思いました。

また、比較したいのであれば、他の国の通信事業者をもう少し広く取って、例えばAT&Tやベライゾン、ちょっと違うかもしれませんがノキアやシスコなどでもよろしいので、通信関連の業種で合わせられたほうが納得しやすいかなと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○山内主査 ありがとうございました。ほかはいらっしゃいますか。

それでは、議事を進めさせていただきます。

(2) 外国法人等に対する法執行の実効性の確保

○山内主査 議題2、外国法人等に対する法執行の実効性の確保の検討課題と施行状況についてであります。事務局と、総務省データ通信課から、資料15-4と資料15-5について御説明いただきたいです。よろしくお願いいたします。

○小杉事業政策課課長補佐 事務局でございます。資料15-4につきまして検討課題を御説明いたします。外国法人等に対する法執行の実効性の確保でございます。

検討課題として、外国法人等に対する法執行の実効性の確保について、令和2年改正法施行後の状況等を踏まえどう考えるか、としています。外国法人等に対する規律の実効性の強化は届出を行っていない者に対する法執行の強化、届出をさせることも含みますが、登録・届出の際の国内代表者等の指定義務、電気通信事業法違反の場合の公表制度等に係る規定の整備をした令和2年改正の施行から3年が経過するが、当該規律の実

効性の確保について、同法の施行状況等を踏まえ、どう考えるか、としております。

下の図は令和2年改正の概要ですが、左側はN T T東西のユニバーサルサービスの提供、ワイヤレス固定電話を提供可能にするような改正でしたが、今回は右側の図になります。外国法人等に対する法執行の実効性の強化について御検討いただきたく思います。実際の施行状況についてはデータ通信課から御説明いたします。

○恩賀データ通信課長 データ通信課の課長をしております恩賀と申します。よろしくお願いたします。資料15－5に基づきまして、施行状況について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。令和2年の改正法は令和3年4月に施行されたところですが、その前に総務省といたしましては、外国法人等が電気通信事業を営む場合における電気通信事業法の適用に関する考え方を策定、公表しております。

概要が1 ページ目の中央部分にございますが、1. の1つ目の四角は日本国内において事業を営む場合についてでございますが、特に2つ目の四角は外国から日本国内にある者に対して、事業を営む場合について、電気通信事業法の適用の対象となるか否かを判断する際の基準を整理したものでございます。

具体的には、一から三にございますが、1つ目がサービスを日本語で提供している場合、2つ目が有料サービスにおいて決済通貨に日本円がある場合、3つ目が日本国内におけるサービスの利用について、広告や販売促進等を行っている場合でございますが、例えば、これらのいずれかに該当する場合については、日本国内にある者に対して、電気通信サービスの提供の意図を有していることが明らかであると判断され得るとの点を示しているものでございます。

これらの要件に当てはまる外国法人等につきましては、日本国内にある者に対して電気通信サービスを提供していると判断されるため、2. にございますが、電気通信事業を営もうとする場合には、登録または届出を行う必要があることを明確化してございます。

なお、どのような場合にこれらの登録または届出が必要になるかについては、電気通信事業参入マニュアルや追補版に記載しておりまして、こちらの文書を参照いただくことで明確化を図ってございます。

そして3. でございますが、国内代表者等の指定について、先ほど事務局からも説明がありましたが、令和2年改正法によりまして、外国法人等は、登録の申請や届出を行う際に、国内代表者等、具体的には国内における代表者または代理人を定めることが求

められてございます。

これらの国内代表者等につきましては、電気通信事業法に基づいて総務大臣が行う行政処分に係る通知などを、外国法人等を代理して受領する権限を有することが必要であるとの立て付けになってございます。

そして実際これらの国内の代表者等につきましては、電気通信事業法の規律に関する総務省と当該外国法人等との間のコンタクトポイントとして、いろいろとコミュニケーションを取っていただくことが期待されているところでございます。

最後に4.でございますが、外国法人等に適用される電気通信事業法の規律につきましては、基本的に国内法人に係る規律と同一であることで、当初改正法の目的にございました、いわゆる一国二制度についての解消を図っているところでございます。

これらの考え方を策定、公表させていただいたほか、繰り返しになりますが、電気通信事業の参入に関するマニュアル等を継続的に拡充・更新することで、制度の周知に努めているところでございます。そして特に今回の改正に当たって念頭に置かれておりました、いわゆるデジタルプラットフォーム事業者に対しましては、法改正の施行に当たりまして、個別に本制度の御案内、御説明等をさせていただいてきたところでございます。

2 ページを御覧ください。本件の具体的な施行状況でございまして、改正法の施行以降、外国法人等におきましては、順次届出等を行っていただいております、さらに国内代表者等の指定もしていただいているところでございます。

2 ページ目の中央の表でございまして、いわゆるデジタルプラットフォーム事業者のうち、主な外国法人等、あるいは外国法人等に関連する日本法人の届出状況をお示しているものがございます。表のとおり、主なプラットフォーム事業者等におかれましては、このような届出を実施してきていただいているところでございます。

実際に日本国内でそのサービスを展開する外国法人の本体そのものが届出をいただいたり、あるいは各社においては、ユーザーとの利用規約等におきまして、日本の関連子会社が全ての電気通信事業を日本国内向けに提供していることになっている場合もございますので、日本の関連子会社が届出をしていただいているようなケースもございます。

これらの届出をされている法人につきましては、実際これらの法人がどのような方々を国内の代表者、または代理人として御指定いただいているかでございまして、ほとんど

は日本の関連子会社の方々を御指定いただいたり、あるいは一部弁護士の方などを御指定いただいているような状況でございまして、これらの国内代表者等の方々が、電気通信事業法に基づく変更届出等の手続や、あるいは、利用者情報の漏えい等や電気通信事故の報告等の監督官庁である総務省と外国法人等との間で、各種の電気通信事業法に基づく手続のコンタクトポイントとしての役割を果たしていただいているところでございます。

最後に、資料には明確に書いてございませんが、事務局からもう一つの法改正の内容として、公表制度についてございましたが、これまで申し上げたとおり、外国法人等におきましては、特に電気通信事業の届出については我々でも事前にいろいろと御説明させていただいて、結果として、今のところ必要な届出等を行っていただいている状況でございますので、特に届出すべき事業者が届出していない等の状況は今のところ目立ったものがないため、届出等に関する電気通信事業法違反に関する公表制度の発動状況につきましては、現時点では個別の事象は発生していない状況でございます。

しかしながら、この分野は変化の激しい世界でもございますので、引き続き状況を注視いたしまして、より分かりやすい制度の周知、あるいは運用に、引き続き努めていければと思っております。

手短ではございますが、私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山内主査 どうもありがとうございました。それでは、この件につきまして。どうぞ、渡井委員、ご発言ください。

○渡井専門委員 ありがとうございます。渡井でございます。

改正からまだ日が浅い状況ですが、その効果をどのように把握していらっしゃるかについてお伺いしたいと思います。資料15－4を拝見しますと、実効性の強化の目的は、利用者の保護と競争上の公平を図ることとお示しいただいております。今の御説明で、外国法人等からは必要な届出がなされていると御紹介いただきましたが、政策評価の観点から、事前の想定どおりの有効性が見込まれているかどうかについて、御教示をいただければと思います。お願い申し上げます。

○恩賀データ通信課長 御質問等ありがとうございます。おっしゃっていただいたとおり、まだ施行から日が浅いこともございますが、まさしく消費者保護等の観点から、なかなか法執行の手が及びづらかった主要な外国法人等におきましては、しっかり届出を

出していただいております。ここ最近でも、例えば通信障害の関係で外国事業者による大規模な通信事故や、あるいは利用者情報の取扱いをめぐる一連の事案等、従来であればなかなかコミュニケーションが取りづらかった事業者と円滑なコミュニケーションを取ることによって、具体的な法執行ができていた状況は、制度の結果として見られてきていると思っております。ただ、まだ始まったばかりでございますし、まだ公表制度そのものが具体的に発動したところが、少なくとも外国法人に限ってみると、特に大きなところは今のところございませんが、よりこの分野ですと、特にビジネスモデル、あるいは技術の進展等のスピードが速い状況でございますので、今後、引き続き、柔軟に注視しながら対応していければと思っております。

以上でございます。

○渡井専門委員 ありがとうございました。

○山内主査 次、林委員、どうぞ。

○林専門委員 どうも御説明ありがとうございました。1点質問がございます。

令和2年改正で、一種のサンクションとして、外国事業者が電気通信事業法に違反した場合に総務大臣が会社名を公表することができる旨を規定したとのことですが、公表は、それによって直ちに国民の権利、自由を制限あるいは侵害するものではございませんので、伝統的な侵害留保説の立場で言えば、法律の根拠は不要であり、また公表は制裁ではないのかもしれませんが、他方で電気通信事業法に違反した場合に会社名を公表することで、一種のレピュテーションリスクに働きかけるものがこの公表制度でございます。その意味では、先ほどの資料にもございました電気通信事業法第167条の2で根拠条文を与えて、公表の一種のサンクションとしての性質は否定できないことを前提にした立て付けになっていると思います。

そうしますと、法律上公表することができるとある中において、裁量がございますので、その判断基準の明確性、あるいは予測可能性を高めるために、先ほど、より分かりやすい制度の周知、公表に努めるとのお話でしたが、そのような基準について、可能な限りはガイドライン等で透明性を高めるべきではないかと思えます。一口で言うと悪質重大事案になるのかもしれませんが、判断基準の明確性を今後どう高めていくかについて、お伺いできればと思います。

以上です。

○恩賀データ通信課長 御意見等ありがとうございます。いただいた御意見は非常に重

要な御指摘と受け止めております。ただ、先ほど申し上げましたとおり、まだ個別の事例の積み上げが十分ではないと思っております。

また、電気通信事業法違反の場合の公表制度はそれぞれの規律との関係で、メインはやはり消費者保護の観点ではございますが、届出を行うべき事業者が行っていない場合のみならず、通信の秘密を侵害した場合、利用者情報の漏えい等の場合、あるいは重大な通信事故の場合等、個別にいろいろと慎重に考えないといけないところもあると思いますので、まさしく個別の事例をこれから十分にフォローさせていただきながら、おっしゃっていただいたとおり、予見可能性を高めることも重要かと思っておりますので、今後の検討課題としていければと思っております。

以上でございます。

○林専門委員 ありがとうございます。今後の検討課題で承知いたしました。ありがとうございます。

○山内主査 ありがとうございました。それでは、岡田委員、どうぞ。

○岡田委員 ありがとうございます。成城大学の岡田です。外国法人等に対する法執行を考えれば、電気通信事業法に限らず、例えば独禁法でも同様の課題があると思いますが、やはり外国法人のため、なかなか実態が把握できない、情報提供に協力していただけない等、モニタリングがなかなか難しい状況があらうかと思えます。

日本の会社は、例えばアメリカでは頻繁にいろいろな民事調査請求を受けて、情報提供を協力させられる等の仕組みがいろいろあります。もちろん反トラスト法上もいろいろな仕組みがあり、日本の企業も情報提供に応ぜざるを得ない、裁判があればディスカバーリー等もあり、根こそぎ情報提供させられる等、様々な形で民間事業者をモニタリングする仕組みがありますが、残念ながら、日本法の側の仕組みにはそのようなものが十分でないため、なかなか大きなプラットフォーム事業者から情報提供していただけない、国内代理人も一応置いていても、窓口的な対応で、なかなか自主的な権限を持った国内代理人が置かれている状況にはないことが実情ではないかと思えます。その意味では、外国法人にいかに実効性のある法執行を行うかは、おそらく電気通信事業法に限らない、非常に重要な日本側の課題ではないかとの印象を持っております。

その意味で、今始まったばかりではありますが、実効性の強化を、今回検討対象であります、電気通信事業法に絡んで、モニタリングを行う上で課題と思われるようなことについて、例えば国内代理人との関係でも結構ですが、何かお持ちであれば、ぜ

ひ教えていただければと思います。よろしくお願いします。

○恩賀データ通信課長 御意見、御質問ありがとうございます。おっしゃっていただいたとおり、電気通信事業法のみならず、例えば私も前々職の個人情報保護委員会事務局でも、前職のいわゆる偽・誤情報対応についても、やはり主にプラットフォーム事業者とも、よく言えば連携、協力をどうしていくかが、一般的には大きな課題ではございました。

最近ですと、例えば日EUのデジタルパートナーシップの閣僚会議の関係で、そのようなプラットフォーム関係の規律については、執行的な面も含めて、情報交換を可能な範囲で密にすること、個人情報保護委員会でも、イギリスの個人情報保護委員会に相当する機関と連携して、執行協力のような取組も徐々に始めていたりするところがございますので、海外の同様の機関との連携や、あるいは国内で同様に域外適用でいろいろと課題を抱えている関係省庁とも情報交換等含めて連携していくことが、まずは重要なところかと思っておりますので、その点も意識しながら、今後の制度の運用を、よりしっかりとしていければと思っております。

以上でございます。

○岡田委員 ありがとうございます。海外当局との連携は、とても良い大事なポイントかと思いました。独禁法でもいろいろな仕組みが今つくられつつあるところと認識しておりますが、やはりそのようなものがないと、日本単独ではなかなか十分グローバル企業には対峙していけないことは現状としてあるのかと感じているところです。どうもありがとうございました。

○山内主査 よろしいですか。どうもありがとうございました。

ほかよろしいでしょうか。何かありましたら、また事務局を通じていろいろ御質問等いただければと思います。

(3) その他

○山内主査 それでは、本日の議論は以上とさせていただきます。

今後のスケジュールについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○小杉事業政策課課長補佐 次回の会合につきましては、決まり次第御案内させていただきます。

閉 会

○山内主査 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、通信政策特別委員会第15回会合を閉会といたします。
御協力いただきましてありがとうございました。

以上